

石垣市まち・ひとづくり支援センター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣市まち・ひとづくり支援センター設置条例（平成29年石垣市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 石垣市まち・ひとづくり支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 年始休館日 1月1日から1月3日まで
- (2) 年末休館日 12月29日から12月31日まで

2 前項の休館日は、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

(入居の許可申請)

第4条 条例第4条により入居の許可を受けようとする団体は、石垣市まち・ひとづくり支援センター入居申請書（様式第1号。以下「入居申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(入居許可書の交付)

第5条 市長は、条例第4条により入居申請書を提出した団体について、センターへの入居を許可したときは、石垣市まち・ひとづくり支援センター入居許可書（様式第2号。以下「入居許可書」という。）を交付するものとする。

(入居の期間)

第6条 条例第4条の規定による入居許可の期間は、1年とする。

2 前項の入居許可の期間は、これを更新することができる。

(入居期間の更新)

第7条 入居許可を受けた団体（以下「入居団体」という。）が入居許可を受けた後、入居期間の更新を希望する場合は、入居期間が終了する30日前までに入居申請書を市長に提出しなければならない。

(入居許可の辞退又は退去)

第8条 入居団体が入居許可期間内に、入居許可の辞退又は退去しようとするときは、石垣市まち・ひとづくり支援センター入居許可辞退（退去）届（様式第3号）に第5条の入居許可書を添えて提出しなければならない。

(入居許可取消通知書の交付)

第9条 市長は、入居団体が入居許可を受けた後、条例第7条の規定に該当するに至ったと認めるとき、又は前条の規定による届出を適当と認めたときは、石垣市まち・ひとづくり

支援センター入居許可取消通知書（様式第4号）を交付する。

（入居団体の遵守事項）

第10条 入居団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入居許可を受けた以外の施設又は設備を使用しないこと。
- (2) センター敷地内で火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (3) 許可なく立て看板、張り紙等をしないこと。
- (4) センターの内外を不潔にしないこと。
- (5) 騒音を発生し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
- (7) 危険物又は動物（補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (8) 物品等の販売をしないこと。
- (9) その他市職員が指示すること。

（損傷等の届出及び損害賠償）

第11条 入居団体は、施設又は附属設備を損傷したときは、直ちに損傷・滅失届（様式第5号）を市長に提出し、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 準備行為として行う入居の許可に必要な手続については、第4条及び第5条の規定により行うことができる。